平成 29 年

第1回柳泉園組合議会臨時会会議録

平成29年4月20日開会

柳泉園組合議会

平成29年第1回柳泉園組合議会臨時会会議録目次

○議事日程 ····································	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・議案第13号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	4
・議案第14号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	9
・議案第 1 5 号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	9
○閉 会	3 7

平成29年第1回

柳泉園組合議会臨時会会議録

平成29年4月20日 開会

議事日程

- 1. 会期の決定
- 2. 会議録署名議員の指名
- 3. 議案第13号 柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例
- 4. 議案第14号 平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)
- 5. 議案第15号 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約の締結について

1 出席議員

1番島崎清二2番関根光浩3番村山順次郎4番後藤ゆう子5番田中のりあき6番桐山ひとみ7番鈴木たかし8番小西みか9番渋谷けいし

2 関係者の出席

管 理 者 並木克巳 副管理者 渋 谷 金太郎 副管理者 丸 山 浩 一 助 役 森田 浩 会計管理者 坂東正樹 清瀬市都市整備部長 佐々木 秀 貴 山下一美 東久留米市環境安全部長 西東京市みどり環境部長 松川 聡

3 事務局・書記の出席

 総務課長
 新 井 謙 二

 施設管理課長
 横 山 雄 一

 技術課長
 佐藤元昭

 資源推進課長
 宮寺克己

書記 濵田伸陽

書記本間尚介

書記 川 原 龍太郎

午後 1時33分 開会

○議長(渋谷けいし) それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成29 年第1回柳泉園組合議会臨時会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者については出席を求めております。

○議長(渋谷けいし) 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、4月12日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の 代表委員であります島﨑清二議員に報告をお願いいたします。

○1番(島崎清二) 去る4月12日、代表者会議が開催され、平成29年第1回柳泉園 組合議会臨時会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成29年第1回柳泉園組合議会臨時会の会期につきましては、4月20日、本日1日 限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、議案第13号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例」を上程 し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第4、議案第14号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)」及び「日程第5、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約の締結について」は関連があるので一括議題とし、質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第1回柳泉園組合議会臨時会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長(渋谷けいし) 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日 程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程 表のとおりとすることと決しました。

○議長(渋谷けいし) 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第5番、田中のりあき議員、第6番、桐山ひとみ議員、以上のお二方にお願いをいたします。

○議長(渋谷けいし) ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〇管理者(並木克巳) 本日、平成29年柳泉園組合議会第1回臨時会の開催に当たり、 議長のお許しをいただきまして、御挨拶とおわびを申し上げます。

各市ともそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の臨時会に御出席いた だきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、このたび落札業者が決定したことにより、契約の締結に向け事務を進めておりましたが、関係機関へ確認したところ、本事業は、委託契約であっても事業の内容に工事請負に該当する事業が含まれていることから、地方自治法第96条の規定に該当し、議会の議決に付するべき契約であることが判明いたしました。

このため、契約の締結に当たり、事務局職員の誤った認識により、関連する議案を御案 内のとおり御提案させていただきましたが、このたびの事務失態により、本日、臨時会の 開催に関し、議員の皆様並びに関係市の市民の皆様に対し、大変御迷惑をおかけしました こと、この場をおかりいたしまして、おわびさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

今後、このようなことを二度と起こさないよう、事務処理方法の見直しや関係機関への確認など、チェック体制の強化に組織が一丸となって、再発防止に取り組んでまいります。本日御提案申し上げます議案は、御案内のとおり3件でございます。よろしく御審議賜

以上、簡単ではございますが、第1回臨時会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長(渋谷けいし) 「日程第3、議案第13号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

りますよう、お願い申し上げます。

○管理者(並木克巳) 議案第13号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例の提案 理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、契約の締結に当たり議会の議決をいただく必要が生じ、柳泉園組合議会、関係市並びに関係市の市民の皆様に大変誤った認識により、ご迷惑をおかけしたことを踏まえまして、事務の責任者である事務局長を兼ねております助役の責任を明らかにするため、給料を一月に限り10%減額するものでございます。

また、関係する職員につきましては、契約締結前であり、地方自治法違反には至っておりませんが、事務の認識不足から、これまでの議会での対応などを踏まえまして、厳正な処分を行う予定でございます。

なお、柳泉園組合議会、関係市並びに関係市の市民の皆様に柳泉園組合に対する不信感を招いたことに対しまして、深くおわびするとともに、今後、再びこのようなことがないよう管理・監督し、柳泉園組合に対する信頼回復に全力で取り組んでまいる所存でございます。

本議案に対しまして、御理解していただき、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し 上げます。

○議長(渋谷けいし) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番(村山順次郎) 御説明をいただきました。議案も見させていただいております。 この内容について異論があるわけではございませんが、関連して確認したいことがありま すので、質問させていただきます。

助役の給料の減額ということなんですが、市議会におる者の感覚としては、市役所の職 員の方に何らかの間違い、ミスがあった場合、事の重軽はもちろんあると思いますけれど も、通常は市議会、市役所であれば市長が責任を明確にすると。実際問題、いろいろな場 合があって、それはどうなのかという議論はいろいろあるにしても、やはり実際その間違 いをされた方が職員であったとしても、その責任をとられるのが、いろんな場合がありま すが、多いと。市議会でいえば、副市長と市長が同時に同じ問題について提案をされる場 合はあるとは思いますが、助役が出されて管理者が出されないというのは、少し私、バラ ンスとしてどうなのかと感じます。御説明では、事務の責任者である助役の責任というこ とではありますが、では、柳泉園組合の責任者はどなたかと尋ねれば、それは管理者だと いうことは、これは論をまたないわけでありまして、一応、冒頭に管理者のほうから御発 言がありましたけれども、この提案の仕方との関係でどのようにお考えになられているの か、この提案の経過、御判断の経過、管理者のほうから御説明いただきたいと思います。 ○管理者(並木克巳) 議員がおっしゃられる通常という部分に関しまして、どのような ことが通常なのかということは私は存じ上げないわけでありますけれども、今回、まさに 臨時会を開く経緯というものは先ほども御説明させていただきました。また、今回、助役 の給料の減額という部分においては、この提案理由の中でも述べさせてはいただきました。 私として、議会の皆様にはこのような状況になっている部分に関しまして大変申しわけな く思っておりますし、陳謝をさせていただきました。事務方のトップとしての一つの責任 という部分において、私どもとして判断いたしまして、今回、助役の給料の減額というこ とでお示しをさせていただいておりますので、議員がおっしゃられる通常という部分に関 しましては、どのような形というのはさまざまあろうかと思いますけれども、今回の件に 関しましてはこのような形で再発防止、また、議会また市民の皆様に対する姿勢という部 分をお示しをさせていただいていると思っております。

○助役(森田浩) 管理者の補足というわけではないんですけれども、私のほうから発言 させていただきたいと思います。

まず、このたびはこの事務手続の不手際によりまして、議会の皆様はじめ関係者の皆様 に大変御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。また、貴重な時間をいただい たことにつきましても同様に改めておわび申し上げます。

今回の事案でございますが、議会の議決に付すべき契約事項であるにもかかわらず、事務局内の一般的な事務を執行する際に法解釈の認識不足により招いた事務的なミスが原因であると捉えております。幸いにも本契約を締結する前段で認識の誤解に気づき、法的な違反行為を行うまでには至らずに済んだものでございますが、しかし長期包括委託審査委員会におきまして審議過程での質疑、また当組合議会での指摘並びに提案などの経過を踏まえますと、事務局内の私を含めた職員がこれらの御指導に対しまして再確認をするということと、またそれに対しまして一歩前に出るという姿勢と努力を傾ければ、この事態を未然に防ぐことはできたことだと、これは明白な事実でございます。

こうした適正な事務処理が可能な機会が再三あったにもかかわらず、このような事態を招いてしまったということは、事務執行に直接かかわる私としても重く受けとめなければならないものと考えております。とりわけ法令に基づき事務を推進する立場にある私でございます。また、組合事務局の統括指導監督の責任者でもある責任は重いものと考えておりまして、当長期包括の一連の事務につきましても、当然管理者会議で一応基本的な事項につきましては議論をさせていただいております。当然、その中で基本的な課題、また方向性につきましては、管理者会議の中で協議済みでありまして、それに基づきまして事務局で詳細にわたって進めているものでございます。

今回のこの結果につきましては、管理者会議で決定されたことについて詳細に事務を進めることについては事務局に一任されているということでございまして、事務を進めるに当たっては事務局の判断で事務を進めております。今回、日常的かつ一般的な事務を執行する中でこのような事態を招いたということでございますので、責任の所在は事務局内にあるということで考えさせていただいたところでございます。

○3番(村山順次郎) その後半のところで、長期包括委託に関する事務について、事務局、助役をトップとする事務局という意味だと思いますが、そこに一任をされていたということであります。もちろんそうなんだろうと思います。経過の御説明もございまして、それはそういうことだったんだなということを認識します。今回の件というのは非常に重いものと思いますし、だからこそ今回、議案になっているものの提案があるというふうにも思います。

一方で、私は、平成27年度第1回定例会でこの件に関する質問をしておりまして、そのときも管理者はその場にいらっしゃったことは間違いのないところだと思います。当然、

管理者会議等で経過の説明、レクチャー等は受けられているでしょうし、議会の議論の中にも管理者がいらっしゃったということは、これは間違いないところです。一定程度、市役所であれ、柳泉園組合であれ、全ての事務を管理者ないし市長が一々監督をしているかというと、実際はそうではなくて、いろんな事務があってそれぞれ担当がいて任せていると。それで適時必要な報告を受け、指示を出すという関係だと思うのですね。その中でもやはり間違いが起こってしまうことがある。それについて必要である場合は責任を明確にし、その中でも場合によっては給料の減額をする、そういう提案をすると。

そう考えますと、柳泉園組合が少し市長の責からすれば離れたところにあるとはいえ、本来、責任を明確にするのは管理者のほうではないのかなと私は思います。その点でもう一度御見解をいただきたいと。本来、この種の提案というのは、責任を明確にするという言い方ではありますが、私の認識としては再発防止の一環だと、重大な問題だということを管理者あるいは市長の立場で明確にすると、その認識を市議会、ひいては市民に対してちゃんと示すということの意味があると思いますので、そういう御認識をお持ちなのかどうか。この問題は重大だと思っておりまして、柳泉園組合の責任者は管理者なんですね。いろんな事務があって、それを事務局にやってもらっているという関係性はあると思います。ただ、問題が起こったときの責任者は管理者だということが、今回の件で実際そうなのかなという疑問を持たれてはいけないとも思うのですね。だから、そこのところで管理者としての責任をどう認識されているのか、非常に重要なところだと思いますので、もう一度お願いいたします。

○管理者(並木克巳) これは先ほどの提案理由にもまた重なってしまいますので、1点目は、先ほど議員がおっしゃられる責任という部分においては、これは私は管理者でありますから全てにおいて責任を持っているところであります。そのような意味において、臨時会を開くという形になったことに関して、大変皆様に申しわけなく思っているところであると同時に、市民の皆さんにも今回のことがあったということに関しては陳謝をさせていただいたと思っております。

給料の減額に関しまして、それは先ほどからお答えさせていただいておりますけれども、 事務としての経緯ということを踏まえまして、これは一定のけじめをつけるという部分で ございますので、私としての責任というのは今後、再発防止をしっかりしていくこと、ま た組合の中の運営を通じまして、これはしっかりまた監督責任をとっていくということで あろうと思っておりますので、ぜひその点、御理解をいただきたいと思っております。

- ○3番(村山順次郎) もうこれ以上は繰り返しになりますが、私は事の重大さから考えれば不十分だったのではないかなという意見を述べたいと思います。
- ○議長(渋谷けいし) ほかにございますか。ございませんか。
- ○2番(関根光浩) 1点だけ確認したいと思いますが、今回、本契約に至る前に気がついてこのような措置をとられたということは不幸中の幸いということが適切な言葉かどうかはわからないんですが、よかったことだとは思っております。その中で、事務執行の責任者として助役が給料の減額をしたということも、比較的大きな判断だったのかなというふうにも思っております。その中で、柳泉園におきましての懲戒の規定というものがあるのかどうか、確認させてください。
- **○助役(森田浩)** この4月1日に作成しまして、適用して、それに合わせて処分を行う ということになっております。できております。
- ○2番(関根光浩) わかりました。では、この4月1日からということで、できたということだということでありますが、こうした懲戒の規定に従いましてしっかりと今後の再発防止も含めて、事務職執行につきましてもチェック体制の強化というものをしっかり行っていただきたいと思います。
- ○議長(渋谷けいし) ほかにございますか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) それでは、以上をもちまして議案第13号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第13号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) 次に、賛成の方の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渋谷けいし) 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第13号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例を採決いたします。 原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(渋谷けいし) 挙手全員であります。よって、議案第13号、柳泉園組合助役の 給料の特例に関する条例は、原案のとおり可決と決しました。

○議長(渋谷けいし) 「日程第4、議案第14号、平成29年度柳泉園組合一般会計補 正予算(第1号)」及び「日程第5、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営 管理事業の契約の締結について」は関連がございますので、一括議題としたいと思います が、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○**管理者(並木克巳)** 議案第14号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る債務負担行為の追加をさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約の締結 についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、平成29年3月28日に仮契約を締結いたしましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定によりまして、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろ しくお願い申し上げます。

- ○議長(渋谷けいし) 続いて、補足説明を求めます。
- ○総務課長(新井謙二) 補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第14号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)でございます。補正予算書の2ページをごらん願います。

第1表、債務負担行為補正でございますが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、昨年度において債務負担行為を設定し本事業を進めておりましたが、昨年度中に本契約を締結することができませんでしたので、債務負担行為においても予算の一部であり、歳入歳出予算と同様、会計年度独立の原則が適用されることから、本契約を締結するに当たり、本年度において、新たに債務負担行為を設定させていただくものでござい

ます。

また、債務負担行為は、当該年度、平成29年度分は既に歳出予算に計上しておりますので、平成29年度分を除く翌年度以降にわたる債務負担について定めることから、期間は平成30年度から平成44年度までと定め、限度額につきましては、本事業の落札価格133億8,606万円から本年度の支払い予定額7億6,437万9,000円を除きました126億2,168万1,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約の締結 についてでございます。

まず、1の契約の目的でございますが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業で ございます。

次に、2の契約の方法ですが、総合評価一般競争入札でございます。

次に、3の予定価格ですが、142億2,576万円でございます。

次に、4の契約金額ですが、133億8,606万円でございます。

次に、5の契約期間ですが、議決後の契約確定日から平成44年6月30日まででございます。

次に、6の契約の相手方でございますが、仮契約を締結いたしました住重環境エンジニアリング株式会社は、親会社であります住友重機械エンバイロメント株式会社に本年4月1日、吸収合併されましたので、契約の相手方は住友重機械エンバイロメント株式会社でございます。

なお、住重環境エンジニアリング株式会社が請け負っておりました事業の一切は、住友 重機械エンバイロメント株式会社が引き継ぐものでございます。これら吸収合併に関する ことにつきましては、議案第15号資料の3、契約事業者合併に関する資料を御参照いた だければと思います。

次に、7、支出科目は、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第15号資料の資料1及び資料2につきましては、佐藤技術課長より 御説明させていただきます。

○技術課長(佐藤元昭) それでは、続きまして、議案第15号資料、資料1、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業、審査講評についてから御説明いたします。

1ページをごらんください。

事業の概要といたしまして、1事業名、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業、

2事業場所、3事業概要は記載のとおりでございます。次のページ、2ページに4事業内容として、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、余熱利用業務、防災管理業務及びその他関連業務から成ります。次に5事業期間ですが、運営期間は平成29年7月1日から平成44年6月30日までの15年間となります。

3ページをごらんください。

事業者の審査及び選定方法でございます。

1審査委員会につきましては、表-2柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会に記載されている方々7名で審査していただきました。

2入札公告から契約締結までの流れにつきましては、4ページのフロー図をごらんください。今回の入札は、指名競争ではなく、多くの企業が参加できるよう入札公告を行い、総合評価一般競争入札としており、その流れとなっております。

5ページをごらんください。

- 3事業者選定方法でございます。
- (1)資格審査及び(2)形式審査を経て(3)非価格要素審査になります。応募者から提出された提案書をもとに評価いたします。評価する項目について、表-3審査項目の採点基準及び得点化方法により得点化します。評価がAですと配点の100%、評価がBですと配点の75%、Cですと配点の50%、Dですと配点の25%、Eですと配点の0%となっております。

次に6ページ、表-4非価格要素評価項目及び配点をごらんください。

表には、項目、配点、審査する点が記載されております。項目は全部で12項目あり、 それぞれの項目に配点が決められております。また、項目ごとに審査する点が記載されて おります。全ての項目で評価がAですと満点の60点となります。

7ページをごらんください。

(4)価格審査ですが、応募者の価格提案書に記載の価格を価格点=配点×(最低価格 /入札価格)で点数化します。つまり、最低価格を提案した応募者は満点の40点になる ということでございます。

次に、(5)総合評価になります。

非価格要素点と価格点を合わせて総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い者を落札者とします。総合評価点は100点満点とし、非価格要素点が60点、価格点が40点としております。60点と40点、6対4ということになっております。

続きまして、8ページ、落札者決定までの経緯になります。表 5 に平成28年3月15日に第1回の委員会が開催され、本年2月25日の最高得点者選定までの経緯が記載されております。

9ページ、審査結果の概要になります。

1資格審査ですが、平成28年8月31日に入札公告を行い、表-6応募者一覧にあるように2社から参加表明がありました。表-7に記載のとおり、両応募者とも合格となっております。9月27日に入札参加資格審査結果を通知し、そこには、委員会で審査を行っていく中で公平性、透明性を図る目的として企業名がわからないよう応募者称号として企業1、企業2とし、事業提案書類を提出する際はその称号を使用し、企業名及びロゴマークも一切使用しないことをつけ加えております。

次に、2形式審査ですが、平成28年11月28日に事業提案書類の提出があり、表-8に記載のとおり両応募者とも合格となり、各委員に企業1、企業2からの提案書類をお渡ししております。委員が提出された提案書をごらんになって、指摘・確認したい事項等を出していただき、事務局がそれをまとめまして企業1、企業2にそれぞれ送付し、その後、回答を得ております。この回答についても非価格要素審査時の参考となることから、各委員へはお渡しをしております。

10ページをごらんください。

3 非価格要素審査でございますが、本年 2 月 2 5 日、午前中に企業 1 のプレゼンテーション 3 0 分、ヒアリング 3 0 分を行いました。午後から企業 2 のプレゼンテーション 3 0 分、そしてヒアリング 3 0 分を行った後、非価格要素審査を行っております。

その結果が11ページ、表-9でございます。

審査項目があり、その項目に対する配点、そして、企業1及び企業2の審査結果による 評価点が記載されております。評価点は委員の得点の平均点でございます。

1 2 項目中 7 項目で企業 1 が企業 2 を上回っております。また、企業 2 は 1 2 項目中 4 項目で企業 1 を上回っております。合計点では、企業 1 が 6 0 点満点中 3 9. 3 5 点、企業 2 が 6 0 点満点中 3 3. 0 7 点となっております。

次の12ページから13ページにかけて、表-10で非価格要素審査の各項目の講評を しております。この中で配点の高かったところについて幾つか紹介させていただきます。

まず、運転管理業務の運転計画・管理につきましては、配点が9点ということで重要度 の高い項目となっております。その講評ですが、「両者とも、将来的なごみ量の減少を考 慮した運転計画の提案があり、搬入・搬出物、排ガス等の性状分析の方法・頻度も必要かつ十分な提案であった。また、効率的に発電を行うための具体的な提案もなされていた。 企業1は、継続的な安定燃焼や高効率で安定した発電についてより具体的な提案があった。」と記されております。

続きまして、維持管理業務のところの補修(大規模補修含む)計画でございますが、こちらの配点は11点となり、一番高い配点となり、重要度も高いものとなっております。こちらにつきましては、「両者とも、補修(大規模補修含む)計画が効率的で必要かつ十分な提案であった。企業1は、より具体的な提案となっており、大規模補修について機器の改善を含む様々な工法改善や改良保全に関する提案があった。」と記されております。

続きまして、最後ですが、環境管理業務の中の環境保全基準・計画、こちらも配点は9点となり、重要度の高いところになっております。こちらにつきましては、「両者とも、要求水準を上回る「自主管理基準」、「要監視基準」が設定され、これらを実現するための運転方法が提案されていた。企業1は、ダイオキシン類の発生抑制や水銀対策についての独自の取組提案があった。企業2は、項目ごとに各基準値を上回った場合の具体的な対策についての提案があった。」と講評されております。その他につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、4価格審査では、委員長、副委員長立ち会いのもと、企業1、企業2の担当者の前で非価格要素審査結果(非価格要素点)を先に発表し、提案書と一緒に提出されていた入札価格の入った密封されている封筒を委員長、副委員長及び企業1、企業2の担当者に開封されていないか、封筒が間違っていないか等確認していただいてから開札を行っております。

その結果が表-11でございます。

企業 1 が 1 2 3 億9, 4 5 0 万円、企業 2 が 1 2 1 億3, 0 5 9 万2, 0 0 0 円でした。この結果、企業 2 は企業 1 より低い金額を提示していることにより、価格審査点で 4 0 点満点中 4 0 点となっております。企業 1 の得点は、企業 2 の入札価格割ることの企業 1 の入札価格掛ける価格点の 4 0 点で算出した結果、3 9. 1 5 点となっております。

次に、5総合評価点の算出及び最高得点者の選定ですが、表-12総合評価点の算出結果をごらんください。

非価格要素点は、企業1が39.35点、企業2が33.07点、価格点は、企業1が39.15点、企業2が40点となりました。総合評価点は非価格要素点と価格点の合計と

なることから、企業 1 が 7 8. 5 0 点、企業 2 が 7 3. 0 7 点となり、企業 1 が最優秀提案者となっております。

14ページをごらんください。

総評でございます。一部読ませていただきます。

「本事業では2応募者から応募を受け、いずれの提案も本事業の事業目的を理解し要求水準を上回るものであるとともに、技術・運営面及び価格面双方において民間事業者の創意工夫やノウハウが盛り込まれた提案であった。審査委員会は、厳正なる審査の結果、住重環境エンジニアリング株式会社を最優秀提案者として選定した。住重環境エンジニアリング株式会社を最優秀提案者として選定した。住重環境エンジニアリング株式会社の提案は、全体的に提案内容が具体的であり、実現性が高く、効果的であるとの評価であった。また、本事業に対する取り組み姿勢に対しても優れた評価であった。」と評しております。「最後に、住重環境エンジニアリング株式会社は良好なパートナーシップを構築し、基本方針に沿ったごみの適正処理に努めるとともに、長期的視野に立った事業運営を実施することを期待する。」と結んでおります。

この審査講評につきましては、平成29年3月13日に委員長より管理者へ報告されております。

審査講評についての御説明は以上でございます。

続きまして、資料 2 、柳泉園 クリーンポート長期包括運営管理事業、経費内訳について 御説明させていただきます。 A 4 の横長の表でございます。

こちらの表は、住重環境エンジニアリング株式会社から提案された事業計画書に基づき 作成した各年度の経費内訳となっております。

まず、表の左端、項目の下にあります①固定費相当分ですが、固定費には2種類ございまして、固定費Aには日常点検、定期点検、部品等の調達等の運転管理・焼却施設内の清掃管理・保険料等のその他固定的な経費が含まれており、大きく分けて、人件費、点検・検査等、油脂類等、燃料費として灯油代及び施設清掃費等として表記しております。灯油代につきましては、全面委託になる予定の平成40年度から発生する費用となっており、固定費Aの15年間の合計金額は75億2,375万8,000円となります。

次に固定費B、こちらは大規模補修及び更新工事等の費用となります。

内訳といたしまして、補修費及び大規模補修費、そして、大規模補修費のうち、今後の 負担金にかかわるであろう設備の更新に係る費用となっております。大規模補修に係る費 用は10年間であるため、平成38年度まで、平成39年度から発生している費用は、通 常の定期点検整備補修以外で経年劣化等により補修等をしなければならない箇所の費用となっており、固定費Bの15年間の合計金額は40億5,798万3,000円となります。固定費A、Bの合計金額は、115億8,174万1,000円となっております。

続きまして、②変動費相当分ですが、こちらは運転経費のうち、燃料関係及び薬品関係等の変動的な経費でございます。内訳として、薬品費及び燃料費としてガス代に分けております。ガス代につきましては、全面委託になる予定の平成 4 0 年度から発生する費用となっております。ごみの処理量により変動する費用のため、薬品代はごみ 1 トン当たり処理するのに要する費用で 8 6 7 円、また、平成 4 0 年度から発生予定のガス代につきましては 1 3 7 円でございます。変動費の 1 5 年間の合計金額は、 8 億1, 2 7 5 5 5 9, 0 0 0 円となります。

③の合計ですが、こちらは税抜きの合計金額でございまして、入札価格の123億9, 450万円となり、その下の④が8%相当額の税込み金額でございまして、133億8, 606万円となっております。

その下でございますが、長期包括運営管理事業支払額とあるのは、負担金を平準化するため、固定費A及び固定費Bを均等化し、それに変動費を加えた各年度の支払い予定額でございます。

資料1、資料2についての御説明は以上でございます。

○総務課長(新井謙二) それでは続きまして、議案第15号関連参考資料について御説明をさせていただきます。

参考資料 1 の財政フレームをごらんください。

まず、1の基本的な考え方でございますが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施に伴い、平成29年度から平成44年度までの財政の見通しをお示しするものでございます。

次に、2の試算の考え方でございますが、基本的な考え方につきましては、昨年7月の全員協議会でお示しした財政フレームと同様の考えで試算をしております。これらの各経費の試算の詳細につきましては、3の歳入の見通し及び4の歳出の見通しをそれぞれまとめましたので、別紙の中で御説明をさせていただきます。

それでは、別紙のA3をごらんください。

まず、3の歳入の見通しでございます。

平成29年度の歳入につきましては、当初予算額でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、平成23年度から27年度までの5カ年の決 算額の平均により試算をしております。

次に、国・都の支出金でございますが、これは現行の補助対象事業である放射性物質濃度測定費に対する国の補助金で、現行の補助制度により試算をしております。

次に、財産収入ですが、これは各基金の運用収入で、現行の運用率で試算をしております。

次に、繰入金ですが、職員退職給与基金の繰入金は、退職手当に充当するため、定年退職者の推移により1人当たりの退職金を2,500万円とし、試算をしております。

次に、繰越金ですが、前年度の予備費に計上したごみ処理手数料に含まれております最 終処分費を計上しております。

次に、諸収入ですが、これは資源回収物等の売り払いや電力売り払いなどの収入で、特に資源回収物は経済の状況などにより、売り払いの単価が影響を受けることから、こちらにつきましては10カ年の決算の平均により試算をしております。

次に、4の歳出の見通しでございます。

平成29年度の歳出につきましては、当初予算額でございます。また、消費税率につきましては、平成31年の10月から10%で試算をしております。

まず人件費でございますが、平成29年度の当初予算額をもとに、職員の推移により試算をしております。この職員の推移は、従前の考え方に基づき、クリーンポートの運転業務が全面委託化されるまで定年退職者の欠員補充は原則行わないという考え方については変わりはございませんが、将来において安定した組織を維持するためには職員の年齢構成を考慮し、本フレームにおきましては1係を委託化する平成34年度までは、定年退職者は9名で新規採用は2名、また全面委託化となる平成40年度までは、定年退職者は7名で新規採用者が2名の計画で試算をしております。また、職員の欠員分につきましては、再任用職員や嘱託員で対応し、運転員の欠員については人材派遣で対応する計画で試算をしております。

次に、物件費、維持補修費及び補助費等ですが、これは議会、総務関係費、不燃・粗大 ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設に係る経費とクリーン ポートの包括以外の経費についてでございます。こちらの試算におきましては、5 カ年の 決算の平均でございます。

次に、公債費ですが、現在借り入れをしております起債の償還予定額を計上しておりま

す。

次に、積立金でございますが、職員退職給与基金の積み立ては、定年退職者の推移を勘案し、試算をしております。

次に、予備費でございますが、最終処分費であります私車処分費 1 億8, 3 0 0 万円に純然たる予備費2, 0 0 0 万円を加えた額を計上しております。

次に、長期包括運営管理事業費ですが、平成29年度は当初予算額を計上してございます。

平成30年度以降の事業費につきましては、先ほど技術課長より御説明申し上げました 資料2の支払い額をもとに、平成31年10月より消費税を10%に換算しております。

次に、5の負担金の推移でございますが、平成29年度は当初予算額で、平成30年度 以降につきましては、上表4の歳出から上表3の歳入を差し引いた額となります。関係市 の負担金は、全員協議会で試算をいたしました負担金より、年平均で5,000万円ほど減 額となっております。

なお、関係市別の負担金につきましては、2年度前の搬入実績をもとに算出することが 根拠となっておりますので、今回も算出はしておりません。

財政フレームについては以上でございます。その他の参考資料につきましては、御参照 いただければと思います。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(渋谷けいし) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

○3番(村山順次郎) まずは、今回の御提案に、臨時議会に至った経過について確認を しておきたいと思います。

地方自治法第96条については、私も一読をしてまいりました。96条の5ですね。議決事件ということで、何を議決するかということが地方自治法では決まっているのですが、これを読みますと、一定金額を超えた契約ですから議決事件なんだなという理解をいたします。一方で、私は平成27年第1回定例会で、それに類する質問をしておりまして、他の団体での例なども挙げられて、大規模改修、大規模修繕等が行われる場合についても、契約のたびに議決を必要とするものではないという趣旨の、予算の議決をもってという趣旨の御答弁がありました。この答弁の前後でどういう確認をされてこういう答弁、また今回の経過に至る流れになったのか、再発防止という気持ちを込めてお聞きをしたいと思い

ます。それが1点目であります。

財政フレームの関係で1点だけ確認をしたいのですけれども、技術課長のほうから御説明があった資料2の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業経費内訳という資料の一番下の欄で、長期包括運営管理事業支払額というところがありまして、これが133億何がしという金額に合計でなっております。一方で、財政フレームで総務課長のほうから御説明いただきました「別紙」と書いてある資料のほうで、4の歳出の見通しという表の合計の上、長期包括運営管理事業費というのは137億何がしということになっておりまして、この差というのは消費税という理解でいいのか、すみません、説明がそうだったと思うのですが、確認をさせてください。

それで、平成28年の資料で財政フレームは既に一旦示されています。ここで、歳出の見通しという欄がまたありまして、項目の分け方、並べ方が今回配っていただいたものと前回、平成28年に配っていただいたものが少し違うもので、ぱっと理解がしづらいんですけれども、歳出の見通し、平成28年の段階では351億6,000万円ということで、この段階では351億円ということになっておりました。今回お示しいただきますと、355億円ということで、最新の財政フレームのほうが前の試算よりもふえているということになると思うのですけれども、契約をしましたと。予定価格から実際の契約額に段階が進んで、それは先ほど御説明があったように、金額は下げていただいているということで、その一方でトータルとすると歳出の見通しがふえるということは、どこら辺がふえる、この1年間で長期包括委託契約にかかわる費用とは別にふえている部分があるんだろうと思うのですけれども、これはどういうふうに見ればいいのか、御説明いただければと思います。

3点目で、質問しようと思っていたんですが、意見と要望だけにしたいと思いますが、 委員会の皆さんに選定に当たって御努力いただいたことについて御礼を申し上げたいと思います。また、今回選ばれた事業者を含む2社の方からも、有効な意義のある御提案があったと御説明のとおり理解をいたします。そもそも複数社の選定になるのかどうかということも少し不安に感じておりましたし、これが1社というのと2社というのでは結果が大きく違ってくると思いますので、今回御提案いただいたところには改めてその点についても御礼を申し上げたいと思います。

今後は、柳泉園組合における技術的な対応の維持・強化ということが課題になるという ことは以前から申し上げておりますので、契約に今後なっていくんだろうと思いますので、 その業者さんとよく調整を図りながら取り組んでいただきたいということは要望、意見と して申し上げておきたいと思います。

1点御質問したいのは、別の観点なんですが、今回こういうことで選定がされたわけですけれども、今回の経過、今御説明いただきましたが、これを議会だけではなく市民の皆さんにも広報、周知していく必要があると、私はこれからも述べてきたところです。りゅうせんえんニュースは3月発行なので、これには少し間に合わなかったんだろうと思いますが、事の大きさからすれば特別号を出してもいいぐらい、内容の複雑さも含めてですけれども、柳泉園組合にとっては大きなことだろうと思いますが、今回の業者が1社に選ばれましたという経過を含めて、今後、この長期包括委託に関する広報はどういうふうにされていくのかお聞きをします。

○議長(渋谷けいし) 中に御意見、御要望が1つありましたけれども、4点御質問いただいているということでよろしいですか。

それでは、御答弁お願いします。

○総務課長(新井謙二) 議決、契約に至るまでの経過でございますが、当初本事業が計画をされたときから、これにつきましては委託契約であるということで、契約形態が委託ということからして、また委託をすることによって柳泉園が直接工事請負契約をすることがないという理解のもと、ずっときておりました。そこで2月25日、業者が決定をされ、最終的に契約議決は必要ないかという判断を顧問弁護士のほうにして、結果、このような形になったということでございます。

それから、財政フレームの件でございます。今回お示しをしました財政フレームでございます。今回は歳出のほうで長期包括運営管理事業費がわかりやすいようにということで、この項目を設けたところでございます。平成29年度におきましては、当初予算で9億2,000万円ほど計上しておりますので、その額でございます。

それから、先ほどの資料 2 との関係でございますが、平成 3 1 年 1 0 月より消費税率を 1 0 %に換算をしております。

それから、前回、全員協議会でお示しした財政フレーム等の総額の関係でございますが、前回、全員協議会でお示しをしましたクリーンポートにかかわるものでございますが、最後の平成44年につきましては、3カ月分の経費しか見込んでございませんでした。クリーンポートにおきましては、平成44年の6月30日までが長期継続契約でございますので、その年度において7月以降経費を見込んでございませんでした。今回におきまして

は、歳入のほうも1年分で見ていることから、歳出におきましても長期包括委託後の9ヵ 月分を見込んだということでございます。

その金額は、第4表の歳出の見通しの中の平成44年度の物件費でございます。上から3行目でございます。平成43年度までは5億2,800万円で推移しておりますが、平成44年度分におきましては9カ月分が長期包括から外れるということで7億1,500万円。また、その下の維持補修費でございます。こちらも前年度までは約1億円ほどと推移しておりますが、平成44年7月以降におきましては合計で4億4,000万円ほどということで、その結果、合計が前回、全員協議会でお示しをしました351億円が355億円となったということでございます。ふえた金額につきましては7億円ほどでございます。

それから、最初の質問でございます。参考資料の5でございます。一番最後に添付させていただきました臨時議会開催までの契約経過ということについて、この中にも記載されておりますので、御参照いただきたいと思います。

- ○議長(渋谷けいし) 市民の皆さんへの広報をどうするというところは。
- ○技術課長(佐藤元昭) りゅうせんえんニュースの臨時号は予定しておりまして、きょうを経てから正式契約になりますので、その後の発行になりまして、一応6月初めぐらいの予定で今準備を始めたばかりのところでございます。前回、村山議員から質問されたことについてのボリュームというところですが、通常発行しているりゅうせんえんニュースと同じサイズということでの予定でございます。
- ○3番(村山順次郎) もうまとめたいと思いますが、地方自治法96条の5というのは、単に契約を締結することと書かれておりますので、委託かどうかということはここではあまり問題にならないのかなという理解をしますが、今後の改善ということでお願いをしたいと思います。その点は、あわせて提出いただいた経過資料も含めて理解をいたしました。

財政フレームについて2点質問をさせていただきました。トータルの合計が違うのはなぜかということについてお聞きしましたが、平成44年度の処理の違いというのがあるということで理解をいたしました。その前に、支払い額と事業費というのがどうして違うのかということも理解をいたしました。

広報については、これまでの御答弁のとおり、臨時号を御用意いただけるということであります。少し取っつきにくい話題ではありますので、わかりやすい文章になるように工夫をしていただければなと思います。

○5番(田中のりあき) すみません、1点確認をさせていただきたいのですが、もし勘

違いがありましたらおっしゃってください。

18ページの法令変更、不可抗力及び損害賠償、これの損害賠償等、第58条のところです。ここに、事業者が契約に従った業務を実施せず、こういうことが載っておりますが、その中で、例えば契約事業者が事業継続が困難になった場合、このようなことは契約に関して何か担保を取るとか、そういうことはあるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○技術課長(佐藤元昭) その件に関しましては、やはり各委員も心配されているところでございまして、企業1、2に対してそれぞれ同じ質問をしております。その結果、今回落札をした企業につきまして回答をいただいております。

それは、質問内容といたしましては、リスク管理について、万が一、御社あるいはグループ全体の事由で経営が著しく困難になった場合を想定して、クリーンポートの運転を中止しないための方策を具体的に述べていただきたいという質問を企業1、企業2、ともにしております。その結果、今回落札するであろう企業1、住重環境エンジニアリングの回答といたしましては、「弊社は、高い資本比率56.07%であり、無借金経営、安定した資金調達により、強い財務体制を有し、安定した事業運営を継続しております。また、弊社グループ内には、資金効率化システムという制度により、長期にわたる本事業運営の中で仮に資金不足が生じたとしても、確実に事業継続が可能です。」というお答えをいただいております。

○5番(田中のりあき) 御答弁ありがとうございました。

事業について、資本比率がしっかりしているとか資本効率化は、要するにグループ会社 の中でこうしたことは、もし万が一事業継続が困難になった場合でも心配ないというお答 えという理解でよろしいのか、その点、最後1点だけ確認をさせてください。

- ○技術課長(佐藤元昭) そのとおりだと理解しております。
- ○議長(渋谷けいし) ほかにございますか。ございませんか。
- ○6番(桐山ひとみ) それでは、何点か質問させていただきます。

きょう臨時議会ということで開催をされておりますけれども、冒頭に助役のほうからの 給料の減額という形でありましたけれども、私も今回の件については大変重要な案件だと 認識をしています。幸いに本契約の前にお気づきになって、これがもし万が一、本契約後 に追認議決のような形になった場合というのは自治法違反になるのではないかなと私は認 識をしているのですけれども、そのあたりについての重要性をもう一度再確認をさせてい ただきたいと思います。

それから、今回の審査結果の概要の中で、2社、住重環境エンジニアリング株式会社と株式会社テスコと書いてあります。1点、ここは確認させていただきたいのですが、この株式会社テスコというのが柳泉園において、びんでしたっけ、リサイクル関係でテスコ株式会社というものに委託をしていて、それが千代田区の事業者だったと思うのですけれども、ここで見るとあまりよくわからないので、どういう業者だったのかなというのを調べたところ、株式会社テスコだと出てこなくて、テスコ株式会社だと出てきたので、そのあたりについて表記がこれで合っているのかどうなのか、これは資料として出されているので、確認をさせてください。

それから、今回、住重環境エンジニアリング株式会社ということで決定をいたしました。 実際のところ、価格の審査結果で見ると、このテスコさんのほうが安く入札価格として提示をされていました。今回のは総合評価ですから、評価結果を見ますと、さほどそのような点数の開きというものがあまり見られないのかなと思いました。感想としては、住重環境エンジニアリング株式会社というのは、柳泉園のクリーンポートの運転業務委託ですとか、定期点検の補修の委託をこれまでも多額の費用を投じながらやってきたので、これらについて評価点が高くなるのは当然なのかなという認識を私は持ち合わせています。このような指摘も以前、総合評価の選定をされていく前に、我々の議員の質疑の中でも、やはり住重の炉ですから、そのようなところで専門性といいますか、特殊な工事も必要だったり、特殊な備品も必要であることから、柳泉園組合としてはこの住重環境エンジニアリング株式会社に特命随意契約をこれまでしてきた経緯というのがあったと思います。

そういうふうに思うと、このまま引き続き15年間の、最終的に決まりましたこちらの業者においては、信頼をお持ちの中でこれまでやってこられていると思いますので、結果としてはよかったのかなと思ってはおりますけれども、一方で価格の面でこのような、テスコさんのほうが価格が若干低い価格を提示されているというところ、やはり引き続き、例えば今年度まで定期整備の補修も住重環境エンジニアリングさんがされているとかという経緯を踏まえますと、若干ふえた価格ももう少し下げて提示をされてもよかったのかなと、この結果を見ての私の感想ということで申し添えておきたいと思います。総合的な判断として先ほど、審査委員会のほうでも御努力をされた中で決定をされたという認識はしておりますけれども、そのあたりについては審査委員会で最終的な議論がどういうふうにあったのか、なかったのか、そういう指摘事項も含めてですけれども、どうだったのか、

評価についてもう一度お伺いをしたいと思います。

それから、住重環境エンジニアリングの先ほども御報告がありましたように、確かに私も調べておりまして、4月1日付で吸収合併をされたという認識を持ち合わせています。今回出されている資料というのが、資料3、平成28年9月14日に多分柳泉園に提出をされたものだと思うのですけれども、同時に、うちとしては先ほど申し上げたように、住重環境エンジニアリング株式会社というのはこれまでも継続して事業を行っていただいていますので、こちらのような合併をするという御案内が届くのは当然なのかなという認識を持っているのですけれども、本来だったら3月31日までに本契約をする予定だったと思うのですけれども、吸収合併をするに当たって名称が変わりますので、新たに住友重機械エンバイロメント株式会社という形で本契約をされるのかなと思うのですが、このあたりのすごいタイムラグといいますか、仮契約をしたのが3月28日でぎりぎりでしたよね。

4月1日から吸収合併されて名前も変わるということだと思うのですが、そのあたりの 今後の手続については、住重環境エンジニアリングというのは吸収合併をされているので、 吸収合併をするとわかっている状況の中で、審査委員会の中で住重環境エンジニアリング が応募をされてきて選定をしてきたと思うのですけれども、そのあたりについては特段問 題なく、別に倒産をして何か救済で業務を引き継ぐという形ではありませんから、違った 意味合いだとは思うのですけれども、特段業務には全く今後も支障がないのかどうなのか ということを改めて御確認をさせていただきたいと思います。

○助役(森田浩) 1点目の追認、不幸にもこのまま気がつかないで、議決をいただかないうちに本契約を結んでしまったといった場合には、先ほど議員からもお話がありました追認という形の方法があるみたいなんですが、これにつきましては自治法上の規定ではないと私は捉えています。これはたしか仙台のほうで裁判が行われまして、たまたまこのような形で間違って議決いただかないで契約してしまった場合の有効性についてということで、裁判に何かかかったような判例がございます。その裁判の中で、追認議決を得れば有効になるという判決が出て、このような形でされたと私は認識してございます。

ですから、今回、私どもがこのような形で皆さんに非常に御心配をかけて、いろいろ御 迷惑をかけましたが、こういうような形で事前に気がついたということにつきましては少 し安心はしているのですが、御迷惑をかけたということにつきましては今後とも反省点と して、再発防止にも十分役立てていきたいとは思っております。

○総務課長(新井謙二) 株式会社テスコの契約の関係でございますが、本年度におきま

してリサイクルセンターのびんの運転の契約をしております。また、柳泉園において組合のし尿処理施設の運転管理も行っていたという実績がございます。

○技術課長(佐藤元昭) まず、審査講評の中の9ページ、社名の株式会社テスコとなっている点でございますが、申しわけございませんでした。テスコ株式会社の誤りでございます。失礼いたしました。

続きまして、入札価格の価格差についてですが、入札価格につきましては企業2が企業1よりも税抜きで2億6,390万8,000円安い価格でございます。こちらにつきましては、委員会の中で特に安い、高いというやりとりはございませんでしたが、提案内容がそれを上回るような提案になる可能性があるものがございました。例を挙げますと、今回、柳泉園組合での水銀の関係ですが、今、水銀の測定器は煙突の入り口についておりますが、その検知器をバグフィルターの後ろにつけて、より早く感知をし、より早く対処できるように1つセンサーを増設する。さらに、水銀を吸収するには活性炭が有効的だと言われていますが、その活性炭の吹き込み量を多くする提案がなされております。

またさらに、東京たま広域資源循環組合に持っていっております焼却灰なんですが、こちらの含水率が年々若干ですけども上がってきております。それに対応するため、灰ピットが長年使われている関係で、クレーンにより削られて水がはけないような状況になっている、そのようなことも直しますよという提案がございました。焼却灰の含水率が減るということは、水を運ぶ量が減るということになりまして、関係3市の広域への支払わられるべき負担金が減る結果になるということもございまして、価格差としては2億6,000万円ありましたが、15年間トータルで見るとその差はなくなり、企業1のほうが金額的には安かったと結果的にはなろうかとも思われております。

それと、住重環境エンジニアリングが住友重機械エンバイロメントと合併することについてですが、こちらについては委員会の中では報告しておりません。報告することによって、どこの会社が手を挙げているかというのが委員にわかってしまうことと、親会社に吸収合併するということは組織としては大きくなるということで、公平性を欠くという観点からも委員会の中では委員さん方にお知らせはしておりませんでした。

○6番(桐山ひとみ) まず1点目の議決の件ですけれども、村山議員からも以前に質疑の中でお伝えしてあったよということが先ほど述べられておりましたが、私もどこのタイミングだったか記憶に定かでありませんけれども、もうこの長期包括に当たっては議会の中で議決をする案件はありませんよねということを質疑された際に、「ありません」と

はっきりと御答弁が返ってきたように記憶をしています。今回、そうではなかったんだよという御説明だったので、非常に私の中では、別に不審に思っているわけではありませんけれども、先ほど冒頭で助役がおっしゃったように、これだけ我々が指摘をしているのですから、やはり一度持ち帰っていただいてというか、皆さんがお聞きになっているのですから、内部で一度確認をするということをやはりやっていただかないと、これはもう議会軽視なのではないかと言わざるを得ないので、このあたりについては今後こういうことがないように、このような議員からの提案事項はしっかりと取り入れて検討していただくように、そういう仕組みをぜひつくっていただきたいと思っております。

それから、それに関連してですけれども、今後のことなんですけれども、長期包括ということで大きな議決が今回、本契約の議決ということがありますけれども、その他、以前私もお伺いしていた、例えば住重環境エンジニアリング、今名前が変わりましたけれども、本契約する業者が今後さまざまなところで委託をしますよね。業者がさらに委託をされることも、例えば部品の調達ですとか、工事がここが全て賄えるのかどうかは定かではありませんけれども、そのような対応ができないものについて、例えば自治法で定められている1億5,000万円以上の支出のことがある場合というのは、こちらのほうに議決案件として上がってくるのかどうなのかということを再度お伺いしておきたいと思います。

それから、審査結果の概要の中の住重環境エンジニアリング株式会社と株式会社テスコですけれども、やはり表記の間違いかなと思いました。最初、私が株式会社テスコと検索したときに、ちゃんと出てこないんです。でも、テスコってどこかにあったなと思って、以前の契約案件を調べたらテスコ株式会社ということで、先ほど御答弁があったびんの形で委託をしていただいているということがわかりました。これもやはり表記の誤りということで、一応議会の資料として、それも議案の資料として出されているものですから、私はこれは大きな誤りと思います。前日までに差し替え案件もあったので、やはりこのようなところもきちんと最後まで点検をして、我々議会の中では、例えば予算書のゼロの数が1個間違っているとか、例えば文言一つでも何か誤りがあったり、年度が少し間違えていただけでも議会がとまって大変な事態になるわけですよ、差しかえするに当たっては。やはり、一部事務組合とはいえ、我々構成3市から成り立っていて、議会というものの中できちんとした議論、出されてきたもので審査をする立場におりますので、このようなものについてはきちんと精査をしてやっていただきたいと思いますけれども、改めてこのことについてお伺いをしておきます。

それから、価格のことについては理解をさせていただきました。価格も安かろう高かろうではなくて、あくまでも総合的な提案の中ですばらしい提案があって、最終的には2億円余の差があったとしても、平準化したときに構成3市の負担金が減少できるような要因があったということを述べられておりますので、そこのところは信用してこれについては終えたいと思います。お願いいたします。

○議長(渋谷けいし) 今の質疑の中で、一部資料の訂正があるやに拝聴しましたけれど も、資料の訂正があるのでしたら事務局のほうから正式に資料の訂正をしてください。議 案の資料の訂正をお願いします。訂正はないんですか、ないのなら進めますよ。(「株式 会社テスコのところでしょう」と呼ぶ者あり)

暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時04分 再開

- ○議長(渋谷けいし) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- ○技術課長(佐藤元昭) 申しわけございませんでした。株式会社テスコではなく、テスコ株式会社でございます。今すぐには御準備ができませんので、後ほど差しかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(渋谷けいし) それでは、桐山ひとみ議員の質疑に対して答弁をお願いいたします。
- **〇助役(森田浩)** 今回のこの件につきましての再発防止ということを含めまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、再発防止におきましては、今いろいろな方向から検討はさせていただいております。それに当たりましては、職員一人一人の自己啓発というのも非常に大事だと思っております。特に基本的な制度をきちんと理解することが何より大事だと考えておりまして、それには契約事務及びこれに関連いたします事務につきましての研修を継続的に実施することも一つの方法かなと思っております。

また、今回の件に限りますと、入札契約事務と議会関係の手続ということの関連を事務の一連の流れの中で明確にすることが、このようなことが起きないことの一番大事な点であろうとも考えておるわけでございます。そのためには、事務処理における工事及び物品等の購入事務の初期段階、これは起案ですが、入札契約事務に至るまで何らかの起案書を

作成するわけでございますから、その中に議会議決の要旨とかその時期といったものを記述する様式を別につくりまして各段階でチェックを行うということ、そのような体制をつくれば二重にも三重にもチェックされて、このような事態にはならないものだと思っておりまして、総務課の担当のほうに今指示させていただいているところでございます。至急にこういうシステムをつくりまして、二度とこのようなことが起こらないように努力させていただきたいと思っております。

○総務課長(新井謙二) 契約議決の関係でございます。

今回の長期包括委託で行われる、例えば大規模改修・補修費の更新とか、その他の大規模改修に係る部分につきましては、個々に契約をすることはございませんので、これにつきましては契約議決はないと思っております。ただ、平成31年の10月から消費税が仮に変わった場合につきましては、契約の総額が変わってきますので、そのときにつきましては改めて契約の変更、また議決、それから債務負担行為の変更というふうに認識しております。

- ○議長(渋谷けいし) よろしいですか。
- ○技術課長(佐藤元昭) 補足させていただきます。

今、総務課長が申したように、1億5,000万円以上の工事があったとしても議決ではないということですが、過去に各議員さんからその年度ごとの詳しい工事内容等をお知らせ願えればということも伺っておりますので、そのようなところでのお知らせは今後していきたいとは考えております。

- ○6番(桐山ひとみ) 休憩をください。
- ○議長(渋谷けいし) どうぞ挙手を。
- ○6番(桐山ひとみ) 議長、すみません、休憩をお願いします。
- 〇議長(渋谷けいし) 理由を。
- ○6番(桐山ひとみ) 先ほど、議案の資料についての訂正なんですけれども、技術課長のほうからは口頭で今は訂正をしていただいて、後に改めて提出をされるということだったのですけれども、私はこれは冒頭で申し上げたとおり、非常に大きな案件だと認識をしておりますので、直ちに差しかえをお願いしたいと思いますので、休憩をお願いします。
- 〇議長(渋谷けいし) 暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時23分 再開

- ○議長(渋谷けいし) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- **○助役(森田浩)** 大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

また、本議会の冒頭にいろいろ謝罪を含めましておわび申し上げたところ、またこのような形でこのような事態を招きまして、本当に申しわけございません。1字でも違えば会社名が違ってくるというのは非常に大きな問題だと捉えております。ただいま印刷し直しましたので、この場で配付させていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長(渋谷けいし) それでは、ただいまから訂正後の資料を配付いたします。

〔資料配付〕

○議長(渋谷けいし) 配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(渋谷けいし) それでは、配付漏れなしと認めます。
- ○6番(桐山ひとみ) 改めて差しかえをいただきましてありがとうございます。

もう最後、これは指摘でしかありませんけれども、冒頭に申し上げましたように、ぜひ 事務のそのような手続ですとか、このような議会に出される資料もチェックをきちんとし ていただいて、今後このようなことがないように徹底をしていただきたいということをお 願いしておきたいと思います。

最後に、議決の案件はほぼないのであろうということをお伺いさせていただきました。 平成31年の消費税の増税のあたりに契約の変更等が議会の中で上がってくるという御答 弁もありましたので、そちらについては皆さんお伺いしていると思いますので、そちらの ほうで対応させていただきたいと思いますが、最後にもう一回確認しておきますけれども、 長期包括に当たっては不透明になる部分というのがやはり多いということで、多くの市民 の方、あとは市民団体の方が一番御心配をしているところです。ですので、年度ごとにき ちんとそのような工事案件ですとか、備品の調達一つにしても、そのような細かいところ の報告をいただけるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思いますので、そのあた りについてもう一回、最後に御確認をさせていただく中で終わりにしたいと思います。

○助役(森田浩) 以前にも答弁させていただきましたが、非常に不透明な部分があるというのは、それは確かでございます。一括で契約してございますから。そういう中にありまして、特に大規模補修等につきましては、年度ごとに金額が決まっているものですから、予算でお示しできるか決算でお示しするのがいいか、それはこちらで少し検討させていた

だきますが、何らかの形で単年度ごとの大規模改修の内訳、それは提出させていただきた いと思っております。

- ○議長(渋谷けいし) ほかに質疑ございますか。
- ○8番(小西みか) すみません、幾つかありますので、お願いいたします。

まずは、平成29年度予算の資料として提出をしていただきました予算資料の13ページにあります、柳泉園クリーンポート長期包括委託に係る経費という内容と、今回御説明をいただきました、これは企業さんがつくったものなのかわかりませんけれども、こちらの議案資料のほうについております柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業経費内訳、合計が133億8,600万円というものですけれども、こちらは結構その中身を見ますと、大規模補修の分は合計の金額で、予算資料ですと71億円とかという金額になっているのですが、この133億円というほうでは38億円という金額になっておりまして、その辺、トータルとしてはそれほど金額は変わりませんけれども、中身として実際に考えていたものと実際の契約の内容というのは概要としてどんなところが大きく違っているのかというところを御説明いただきたいと思います。

それと、先ほどの審査の関係で、審査講評という中に、11ページになりますけれども、企業1と企業2を比較した場合に、企業1より企業2のほうが点数が高いという項目が4項目ございまして、先ほど、次の12ページ、13ページというあたりで、内容としてはどんなものだったのかということについても一部御説明がございましたけれども、その企業1と契約をするに当たりまして、例えば企業2でいい提案があったということは、その契約の中にこんなことが検討できないのかという反映ということができないものなのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

例えば、搬入管理などでは、企業2では「混入防止対策の提案がより具体的であった」とあったり、点検・検査のところでは「検査体制や点検・検査手法についてより具体的な提案があった」という、そのような記述がございまして、少しこの「具体的な」というのがどのような内容だったのか、御説明をもしいただければということと、あとはそれについて、企業1さんのほうにその点についてお願いするということが必要かどうかという判断ももちろんあると思いますけれども、そのオーバースペックということで必要ないという判断ということも一部ではあると思いますが、そのようなことが実際にできないのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

それと特に、13ページの地域振興のところにつきましては、これはもう1つ資料の中

ですと、参考資料 2 、要求水準書の 1 4 ページになりますけれども、一番下の第 9 節、地元雇用というところで、「事業者は、焼却施設の管理運営に当たっては、組合構成市での雇用促進に配慮すること。」という、とてもさらっとした要求水準ということになっております。企業 2 のほうでは、「地元雇用への配慮」ですとか「地域経済への配慮」、「周辺住民への配慮」など、より具体的な提案がされていたという記述がございまして、このようなところ、この要求水準書を今変えるというわけにはいかないと思いますので、契約の中でこのようなところをもう少し配慮していただけるような、そうしたことが特にできないのかというところを、ここの点については特にお聞きしたいと思っております。

そして、次に参考資料 2 、長期包括運営管理事業の要求水準書の 5 ページの真ん中辺、1 2 事業期間終了時の引き渡し条件等の中の 3)引継ぎ業務、「組合は、本事業期間終了後も本施設については 5 年間程度の稼動を予定している」とございますけれども、これを文字どおり読みますと、平成 4 4 年までの契約の後、 5 年程度は稼動するつもりだけれどもという、そういうふうに読めるわけですが、これは今回の契約に当たって大規模修繕をする要求の水準が 5 年程度、要は平成 4 9 年度までは使えるような修繕を求めていますという意味なのか、それともクリーンポート全体としての予定ということなのか、そこについて確認をさせていただきたいと思います。

それと、要求水準書の20ページなんですけれども、17特定部品の調達というのが19ページから続いておりまして、20ページに、「事業者は施工企業以外から特定部品を調達する必要がある場合」と書いてありまして、特定部品ということでありますので、これは技術的などこか、ずっと今まで調達しているところからというか、住重環境エンジニアリングということだと思いますけれども、そこから調達するということが原則だとこれを読むと読めますけれども、要は委託を受けた会社が同程度のもので、もしほかの企業からもっと安く調達することができるという場合でも、そうした努力をしなくてもいいと、そういうふうに私が読むと読めるわけですが、契約の前提として原則がこれだという契約ということでの金額算定ということになっているのかということを確認させていただきたいと思います。すみません、少し多くなりましたが、以上でよろしくお願いいたします。〇技術課長(佐藤元昭)まず1点目の当初予算の内訳と今回の契約金額の差ということですが、内容については変わりはございません。提案ですので、企業努力によっていろいろなところでの節約ですとか、そのようなものにより、トータルコストとして、当初予算はあくまでも予算であり、目安であるため、それよりも企業が努力なされた結果だと思っ

ております。

また、提案書による企業2の提案を企業1が反映できないかということですが、提案に沿った金額を提示している関係上、恐らくそれは無理だとは思います。企業2のよい提案を企業1に要求するのは、価格が上がる可能性があるため、その辺は無理だとは思いますが、交渉する余地はあるかとは思います。ただし、あまり期待はできないと思います。あくまでもその金額に沿った提案のもとに金額をはじき出している関係上、企業2側が提案してきたよい提案を受け入れるということは難しいかと考えております。

また、企業2の具体的な提案ということで、プラットホーム、ごみを受け入れるところがあるんですが、そちらに企業2のほうは自社製のコンベヤを他の施設でも使っているものがあるので、それと同じものを柳泉園組合の承諾を得られれば持ってきて、搬入内容物の調査ができますよという提案がありました。その関係で、企業2は、その点に関しましては得点が高かったということになります。

また、地域振興の件ですが、こちらに関しまして、地域振興の配点は3点ということで、評価というところでは低いものになります。企業1も企業2も、やはり地元雇用ということはうたっておりますが、企業2のほうは、例えば柳泉園周辺の道路のごみ拾いをしますよとか、そのような細かい内容が提案されておりました。ですので、全般的に企業2のほうが提案書としてまとまっていて、細かく見やすいものではありましたが、トータルの提案としての得点はやはり企業1のほうが高かったという結論に至っているということでございます。

また、15年間終了後、5年程度の運転を予定しているというのは、15年たったから、はい、やめますよというわけにはいかないと思います。次の炉の関係もございますので、やめられるのかどうかということも含めて、それなりの整備をしておきなさいよということでございます。15年たったからもう運転はしないということではないということで、より細かな整備をしていただく。ですので、先ほどの資料2の内訳の中にもございましたが、平成39年度以降を大規模補修のところの上に補修費ということで経費が乗っかっているのは、その辺のことも踏まえてのことだと思っております。

また、特定部品の調達ですが、これは基本的に今ある柳泉園クリーンポートの性能を維持できるものであれば構わないのかと思いますが、他社製品を使うことによってこの性能を維持できない可能性もございます。ですので、維持をできるような部品であれば、それは甲乙協議しながら、確認しながら、取りかえていいものかどうかということは判断して

いく可能性としてはあります。

- 〇議長(渋谷けいし) よろしいですか。
- ○8番(小西みか) ありがとうございます。

まず、経費の件ですけれども、見方としてはその71億円に対して38億円というのは、これは間違っていないんでしょうか。そこも、ですから70億円マイナス40億円、30億円分は企業努力でという、そういう御答弁だったんでしょうか。もう一回確認させていただきたいのと、あと、すみません、1点間くのを忘れていたのがありまして、人員計画についてですけれども、先ほど少し御説明がありまして、何年から何年までは9名減員するとかという御説明があったのですが、平成29年度の予算資料で具体的に29年度当初は43名ということになっておりまして、課ごとに7名、3名、21名、4名となっておりますが、これが年度ごとにどういう人員体制になっていくのか、そこを具体的にお示しいただきたいと思います。特に運転のあたりがきちんと責任をとれる体制になっていくのか、柳泉園組合としての人員にあわせて、実際に業務委託を受ける業者さんの人員体制についてもお聞きできれば、今とそれほど変わらないような状況の中で運転できるということが確認できることにつながるかと思いますので、ぜひそのような御説明をいただければと思います。

それと、次に、先ほどの 5 年程度の稼動を予定しているということにつきましてはわかりました。最初にお聞きしたクリーンポート全体の計画ということは決まっているわけではなくて、その 5 年間の間に今後のことについて検討するという、そういう期間が必要だからという、そういう理解でいいんでしょうか。クリーンポートについての平成 4 4 年以降をどういうふうにしていくのかということを検討するという期間が必要ということでの、終了後も 5 年度程度の稼動を予定しているということなのか、そこを確認させていただきたいのと、先ほどの補修費が平成 3 9 年から平成 4 4 年まで大規模補修以外にかかるということは、そのことだという御答弁をいただいたかと思いますが、ここの平成 4 4 年度までかかる費用によって、その後の平成 4 4 年以降の 5 年間、稼動が保証されるという、そういうことで理解でいいのかどうか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

あと、地元雇用のところについては、雇用というよりも周辺住民への配慮という点で点数が高かったという御説明だったと思いますが、雇用のところについてはどのような企業2さんからの提案があったのか、もう一度お聞きできればと思います。

審査の中では契約先が決まるということはあろうかと思いますが、契約というところま

では少し時間があると私は思っておりまして、もちろん、どちらがこれを落札するのかを 決めなければならないので、そこの点においては現在ではこういうことを考えていますと いう提案に基づいて判断がされると思っておりますけれども、ただその契約に当たっては、 企業2がよりよい提案をしたということについて、どれくらいプラスと企業2が考えてい るのかということも恐らくその提案書でわかると思いますし、ですので、コストがどれく らいプラスになるのか、そしてそれ自体が提案自体をやるということが必要なのかどうか というところ、そういう判断の時間というのがあると思っておりますけれども、そのよう な考え方というのはこれまでもというか、ないというのは当然というか当たり前のことな んでしょうか。そのようないいところを取り入れて、よりよい契約にしていくという、そ のようなことは不可能ということなんでしょうか。もう一度お聞きしたいと思います。

特定部品のところについては、こちらの書式の中では特にそのようなところが書いてあるとは思えないわけでして、施工企業以外からの特定部品を調達する必要がある場合は、その理由や本施設の機能が維持できることを説明するということになっておりますので、ほかからより安く調達するということをするのだろうか、要は施工企業のグループから調達するということになるということにこれはそれをあらわしていると思いますので、恐らくそんなことは企業さんが積極的にするとは私は思えないということがありますが、先ほどの御説明ですと、協議の中でそういうことも可能というお話だったかと思いますけれども、そこはこの文章としては何かあらわす必要はないんでしょうか。もう一度そうしたことで御答弁いただけたらと思います。

○技術課長(佐藤元昭) 要求水準書に書いてあるとおりの提案ですので、大規模補修の 内容には間違いはございません。また、人員体制につきましては、先ほど総務課長が述べ たとおり、定年退職者不補充に伴い、何年後かには2係を3係、またさらにその後、3係 を4係に委託していくという計画で、それに沿った提案が企業1のほうからは提案されて おります。

また、クリーンポートの平成 4 4年以降の 5 年間というのは、これはあくまでも、先ほどもお話ししましたが、平成 4 4年で、はい、クリーンポートが終わりですよということになるかどうかということも含めて、先が見えないところがございますので、5 年間程度は運転できるような整備をしておいてくださいと。必ず平成 4 4年度以降、5 年間運転するということではないという御理解でいただければと思います。

また、地元雇用については、企業2のほうなんですが、この辺、あまり細かく言ってし

まうと、この議事録を見た他の企業が今後のこういう総合評価でのところでの提案として使用される可能性もございますので、あまり細かく言うのはどうかとは思うのですが、企業2のほうは、例えば柳泉園グランドパークで開催しているスポーツイベントへの協賛をいたしますよとか、環境イベントへの協賛もいたしますとか、また検量棟でティッシュを配って、例えば水銀の混入根絶のためのPR活動みたいなものをしますよ、もしくは、先ほども言いましたけれども、柳泉園に隣接する西団地周辺の道路のごみ拾いを行いますよという、より細かな具体的な提案があったということでございます。

また、特定部品につきましては、基本的にこの特定部品というのはその企業でしかつくれないもの、同じ性能のものを基本的には他の業者がつくれない、知的財産等特許等も含めてございますので、基本的には特定部品は設計施工業者から手に入れなければならないものだとは思っておりますが、同等以上の性能を発揮するような部品があり、それが証明できるようなものであれば、それは協議をしながら考えていくというものでございます。 〇8番(小西みか) では、まずは5年間のということについては、平成49年までということが想定されているわけではないということだったんでしょうか。そこがよくわからなくて、要は大規模補修やその後の補修を長期間ということで、15年間分を今委託するということです。ですので、もちろん将来的に見通せないことがあるというのは当然出てくるとは思いますけれども、要はどの程度のことをお願いするのかという、その要求水準というのは、5年程度の稼動を予定しているというのは平成49年までは今のところは稼動するという予定ということでの委託という、このコストということだと思っておりますけれども、その辺で、そこまではまだ検討されていない中での今回の契約ということなんでしょうか。もう一回お聞きしたいと思います。

それと、先ほどの70億円と40億円の違いについては、企業努力だというお話だったのですけれども、恐らく大規模補修として想定していたものの、最初に想定していた内容と実際に企業が提案してきた内容が、使う部品が大幅に違うとか、恐らくそういうものがない限り、この30億円の差って出ないと思いますけれども、私、この差は何ですかと市民の方に聞かれたときに、どういうふうに説明したらいいんでしょうか。ここはあくまで企業努力です。そうすると当初の70億円という見積もりって何なんですか、一体という、私はそういうことになるのではないかなと思っておりまして、そこについてはもう少し、金額が大分違いますので、もう少し詳しい説明をいただく必要があると思いますので、もう一度お願いいたします。

それと、地元雇用のところなのですけれども、私が再質問でさせていただいたのは、企業2が地元雇用への配慮、地域経済への配慮とか周辺住民への配慮で、それぞれより具体的な提案がなされていたという中での地元雇用への配慮についてはどのような記述があったんでしょうかとお聞きいたしましたので、もう一度そこについての御答弁をお願いしたいと思います。

それと、人員体制ですけれども、先ほど何年度までは何名退職して、新規採用が何名というお話がありましたが、やはり今回委託するに当たりましては、運転の管理体制ですとか、その辺が本当に安心なものとして継続されるんだろうかというところが、私は市民にとっては大変不安、特に全面委託ということに当たっては大変不安という話をたくさん聞いています。ですので、ここの人員体制、まだ組合さんのほうときっちりその辺のところは話されていないのかもしれませんけれども、こうした契約をする、要はこの何年度には幾らでやりますという形で具体的な契約をしているわけですから、この人員については何人くらいを想定していますというところは当然決まっていると思っています。

ですので、柳泉園組合の体制と業者さんの体制がどういうふうになっていくのかというところは、ここもきちんと数字として御説明をいただかないと、私も市民に説明できませんので、ここについては人員というところをとても市民が不安に思っております。やはり委託されることによって、今までなかったようなことが起こってくるのではないか。そして、コストが下がるということは、当然望まれることではあるけれども、それによって何か不安なことが生じるということであれば、それは少し違うのではないかという、そんなお話も受けておりますので、そこをもう少し丁寧に御説明をいただきたいと思います。

○技術課長(佐藤元昭) 平成44年以降の5年間について稼動予定であるということでの要求水準書になっていることについてですが、実際、平成44年以降の5年間運転するかどうかは今後の新炉がどうなるのかによって変わってくるところだとは思っておりますが、5年間運転する予定ですよ、その分の整備をしなさいよというのは、言葉は悪いですが、やり逃げのないような形。平成44年で、はい、もう次、もう委託契約が終わったら運転できませんということのないためのことも含めての5年間程度運転するよということになっております。

また、金額の差の理由についてですが、現在ではやはり企業努力、トータルでの 1 5 年間確実な、こういう紙だけの架空の話ではなく、公募したことによって現実味を帯びたことによっての金額の差というものもあろうかとは思っております。

また、企業2の地元雇用への配慮ということですが、こちらに関しましても提案書の中では、「本施設は公共事業の一環であり、従事者はできる限り、組合構成市在住者で編成することが合理的で自然と考えております。しかし、本施設は竣工後16年が経過しており、各設備の性能低下に伴うさまざまな機器トラブルが予想されます。運営準備期間の貴組合との引き継ぎや、運営期間当初におけるトラブルへの適切、迅速な対応のためにも、運営管理が安定するまで資格と経験を重視する職員について他の事業所より経験者を配置いたします。」ということが記載されております。ですので、当初は経験者を中心に行いますが、その後は地元雇用して、地元の人たち中心の職場にするという提案がございました。

また、全面委託の人員配置ということで、提案書には、当初は2係の運転委託ということでの人員配置が提案されており、その後、3係になったときの人員配置、また全面委託になったときの人員配置ということで、それぞれ人員の適正化、適正な人員配置を提案してきております。運転係のほかに、テクニカルサポート員として、班がふえるごとにふやしたりということで、それなりの対応をするための体制づくりが企業1のほうはできていると感じております。

○議長(渋谷けいし) ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) それでは、以上をもちまして議案第14号、平成29年度柳泉園 組合一般会計補正予算(第1号)及び議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営 管理事業の契約の締結についての質疑を終結いたします。

これより議案第14号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)に対する 討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたし ます。反対討論ございますか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(渋谷けいし) 続いて、賛成討論ございますか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第14号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(渋谷けいし) 挙手全員であります。よって、議案第14号、平成29年度柳泉 園組合一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決と決しました。

続いて、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) 次に、賛成討論ございますか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渋谷けいし) 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約の締結について を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(渋谷けいし) 挙手全員であります。よって、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約の締結については原案のとおり可決と決しました。

○議長(渋谷けいし) 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成29年第1回柳泉園組合議会臨時会を閉会といたします。大変お 疲れさまでした。

午後 3時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋 谷 けいし

議員田中のりあき

議 員 桐 山 ひとみ